（様式１別紙３）

兵庫県移住支援事業に係る申請要件の該当状況について

　兵庫県移住支援事業（移住支援金）の申請に当たっては、下記（１）、（２）及び（３）の全てに該当している必要があります。

（１）次に掲げる事項の全てに該当している。

ａ　住民票を移す直前の10年間のうち、通算５年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京23区内への通勤をしていたこと。

ｂ　住民票を移す直前に連続して１年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京23区への通勤をしていたこと。（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す３ヶ月前までを当該１年の起算とすることができる。）

ｃ　ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

（２）次に掲げる事項の全てに該当している。

ａ　県内市町に転入したこと。

ｂ　平成31（2019）年４月１日以後に県内市町に転入したこと。

ｃ　移住支援金の申請時において、転入後３か月以上１年以内であること。

ｄ　転入先の市町に、移住支援金の申請日から５年以上、継続して居住する意思を有していること。

（３）次に掲げる事項の全てに該当している。

ａ　暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

ｂ　日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

ｃ　その他兵庫県及び県内市町が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

※東京圏：埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。

※条件不利地域：過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。